

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会(第3回)  
議事要旨

1. 開催日時:2017年4月13日(木)13:00~15:00

2. 場所:中央合同庁舎第4号館共用123会議室

3. 出席者:

飯泉嘉門委員、国府泰道委員、小西砂千夫委員、菅美千世委員、山本隆司委員(座長)  
川口康裕消費者庁次長、小野稔消費者庁審議官、金子浩之消費者庁消費者教育・地方協  
力課長

(地方公共団体からのヒアリング)

野洲市市民部市民生活相談課 生水 裕美 課長補佐  
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 岩谷 博文 主幹  
徳島県危機管理部 小椋 昇明 次長(安全・安心担当)

4. 議題

- 1) 地方公共団体の取組状況に関するヒアリング
- 2) 今後の地方消費者行政に求められる役割、国からの支援の在り方について
- 3) その他

5. 議事概要

- ①議題1)について、野洲市から、福祉部局等との庁内連携を活用した消費者行政に関する取組について、熊本県から、先駆的プログラムを活用した取組について、徳島県から、法執行に関する取組について、それぞれ説明があり、その後、意見交換等を行った。
- ②議題2)について、事務局から説明があり、その後、意見交換等を行った。

主な意見等は以下のとおり。

【地方公共団体の取組状況に関するヒアリング】

(野洲市)

・交付金があるから事業に安心して取り組むことができた。しかし、相談業務の要は人材であるが、消費生活相談員の増員が交付金の活用条件であることや、活用期限があることによって、市の財政担当が消費生活相談員の雇用を認めにくい。H29年度以降、消費生活相談員の雇用が継続されない問題が出てくるのではないかと懸念している。

(野洲市)

- ・地方公共団体の実施する消費者行政の事務については、義務的な事業として恒久的な財政支援をしてほしい。

(野洲市)

- ・先駆的プログラムはテーマの公表を速めにしてほしい。

(熊本県)

- ・先駆的プログラムの利点は、チャレンジな試みができること。全県ですることが難しいような事業もすることができる。改善点は、取組を継続することによってより効果を拡大できる。単年度ではなく、2～3年できるようにお願いしたい。また一定の効果を得たものについては、交付金の通常枠を活用できるようにしてほしい。

(国府委員)

- ・生活困窮者自立支援法で法律に国が恒久的な財政支援をすることをしているのは、消費者行政にとって重要なヒント。消費者行政は自治事務だから、財政支援を行うのはいかがなものかという議論がある。

(国府委員)

- ・健康等は優先順位が高く、消費者行政は優先順位が低いという説明があるが、現場では国民の生活を守る点では同じと思う。

(野洲市)

- ・消費者行政は契約そのものだけではなく、福祉や税とも関係がある。市では一つの法律で各部署が協働してやっていくようになっている。消費者行政の範囲だけでない人材が必要で、人材育成には恒久的な財政支援が必要。

(国府委員)

- ・消費者行政をすべて地方の事務とするのはどうか。例えばPIO-NETの入力は国に情報を上げている点で国の事務の大きな負担を地方はしている。

(管委員)

- ・法執行に係る警察との人事交流等を経験した職員が元の職場に戻ることができればノウハウを蓄積できることがわかった。国として、補助金にとらわれずに、どうすれば継続していけるかを考えなければならない。

【今後の地方消費者行政に求められる役割、国からの支援の在り方について】

(小西委員)

・地方交付税による地方財政措置はそれなりに伸びているが、決算がついてきていない状況。この乖離をどうするか。お金があっても、消費者行政の事業をやっていない地方公共団体がある。様々な地方公共団体が事業を行い、需要が増えれば予算規模は自然に増えていく、ということを検討会としての認識のベースにしたい。

(小西委員)

・交付金事業を継続するとともに、これからこういう消費者行政をおこなわなければならないと自治体に思わせるものを、消費者庁が訴えていかなければならない。法定受託事務にするか、負担金事業にするか、といった性格の議論をすべきではない。事例を掘り起こして、横展開して、交付金事業で訴えて、結果として全体の歳出が底上げされるのが一番の近道。野洲市の執行体制の話がヒントになる。執行体制の工夫によって事業が拡大していくのではないか。

(飯泉委員)

・統計調査員の人件費補助が参考になるかもしれない。また、生活困窮者自立支援法のスキームを詳しく調べることも重要。人件費を正面から補助するのは難しいので、事業への支援でいくべき。そうなると期限が問題になる。類似の事例を見ながら人件費補助に使われている補助金を調べてみてはどうか。

(小西委員)

・人件費補助ではあるけれども、事業費補助の形にして継続的な予算の手当てができる仕組みにしていかないと、定着していかない。

(山本座長)

・どういう財政スキームであればうまくいくのか。特に福祉、警察等と総合的に協力していく事業になるのでどういう形の財政制度にするのがいいのかを検討する必要がある。

(国府委員)

・消費者行政は人件費が大きくなると充実しない特性がある。そういう基盤を国が支援していくことも考えられる仕組みを検討してほしい。あわせて、消費者行政の強化のための国としての責任というものがきちっと据えられた上での議論が必要。

(小西委員)

・地方公共団体において自由度のある財源は減ってきている。職員数も減らされてきている。全体的に状況が厳しい中で、中長期的に消費者行政の充実を図っていくことが根本的な課題であると押さえてほしい。

(飯泉委員)

- ・消費者行政においても、国際的な対応など新しい分野については、国としての責務をもって、しっかりとした財源をもつことが必要。自治事務だから仕方ないと言うべきではない。

(山本座長)

- ・財政当局への説得力と、これから消費者行政を充実させる必要があると地方公共団体へ訴えかけるものが必要。